

静岡県立大学実験、実習及び実技の授業時間に関する規程

令和4年4月1日 規程第203号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学学則第36条第1項の規定に基づき、実験、実習及び実技の授業時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の計算の基準)

第2条 実験、実習及び実技については、学部ごとに次の時間の授業をもって1単位とする。

薬学	部	45時間	(ただし臨床検査事前臨地実習、生理検査学に関する臨床検査臨地実習及び生理検査学以外の臨床検査臨地実習は30時間とする。)
食品栄養科学	部	45時間	
国際関係	学部	30時間	
経営情報	学部	45時間	
看護	学部	45時間	(ただし多職種連携実習及び発展看護実習は30時間とする。)

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、実験、実習及び実技の授業時間に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。